

産業廃棄物処理計画書

2025年6月19日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府吹田市南吹田四丁目20番1号

氏名 北越コーポレーション株式会社大阪工場
工場長 中村 達也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6821-8211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	北越コーポレーション株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪府吹田市南吹田四丁目20番1号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①事業の種類	14：パルプ・紙・紙加工品製造
②事業の規模	2,278百万円（売上高：2024年度）
③従業員数	47人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付NO.1～NO.3のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処 理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	別紙 1, 2 のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法一連一廃棄物処理計画書)

現状：前年度（2024年度）実績量

計画年度(2025年度)	今年度	計画年度(2025年度)
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366

単位:トシ/年

[illegible]

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。
※毎欄に同じくは、小数点以下3桁表示として記入してください。

別紙 2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	14: パルプ・紙・紙加工品製造
②事業の規模	2,278百万円(売上高:2024年度)
③従業員数	47人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付NO.1~NO.3のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等、別紙を参照)

添付資料NO.4~NO.5のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 汚泥については前年度に比べ減少。 管理型混合廃棄物処理は若干増加。 木くずは2回の搬出で昨年度より増加した。 薬品タンク清掃をして廃酸処理実施。
②計画	(今後実施する予定の取組) 汚泥、木くずについては、昨年度と同程度の搬出量を見込んでいる。 混合廃棄物は減少の見込み。 今年度は薬品タンク清掃の予定はなく廃酸処理はない。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ダンボール、防水ダンボール、粉体薬品空袋、廃紙管、損紙、ストレッチフィルム等分別し、有価物として処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 昨年度までと同様に分別を継続する。今年度も混合廃棄物の分別を進め産業廃棄物量を減らしたい。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 当社では再生利用は行っていない。産業廃棄物を減量するため、平成22年度より、その他紙くずとして処理していた防水ダンボール、粉体薬品空袋等、平成26年度には廃プラとして処理をしていたストレッチフィルムを処理業者に有価物として処理委託している。継続中。
②計画	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物量の減量を継続実施する。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 汚泥処理量についてはこの数年横ばい。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今年度も昨年度と同程度と見込んでいる。

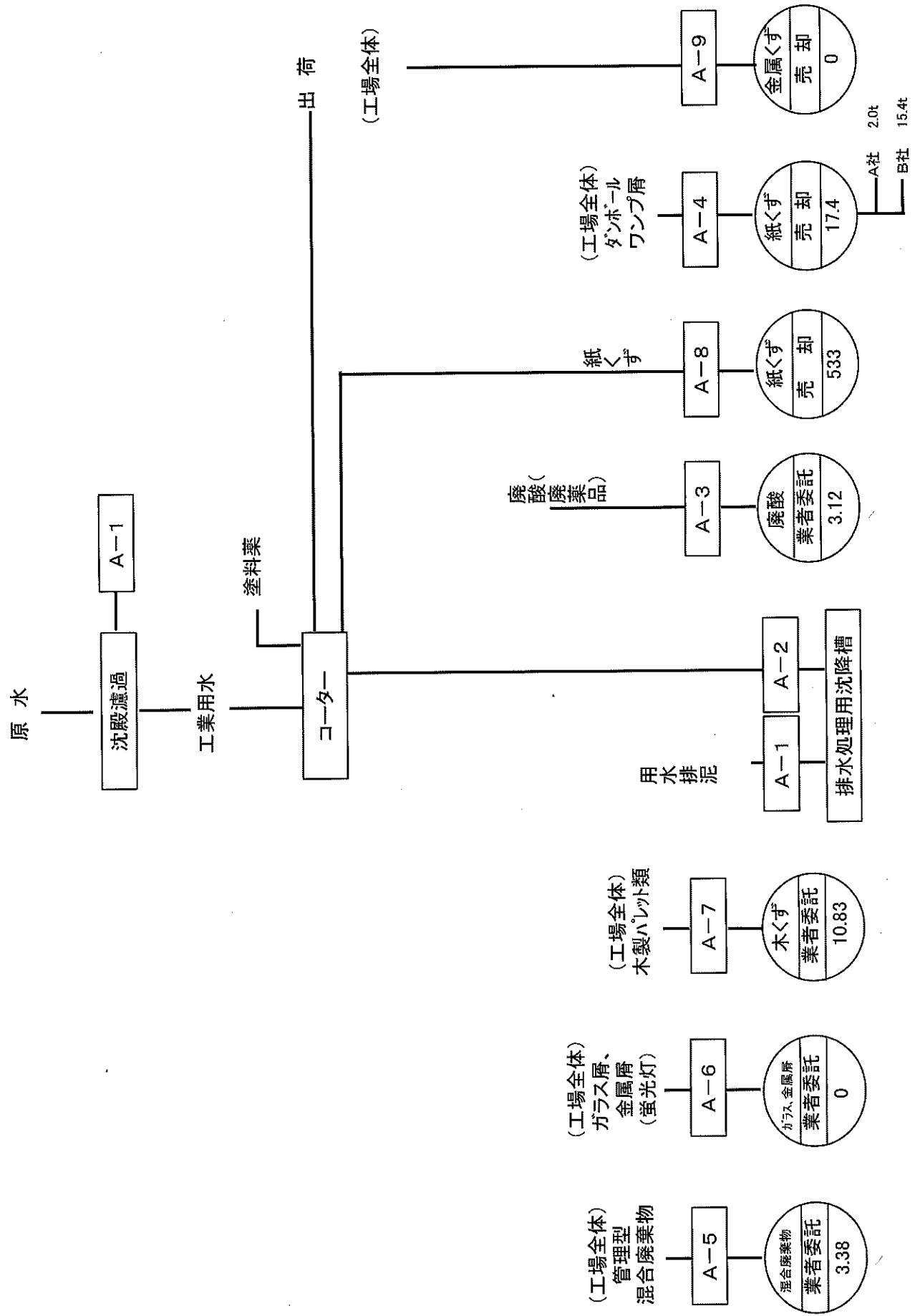
7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 当社で処分は行っていない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 予定なし。

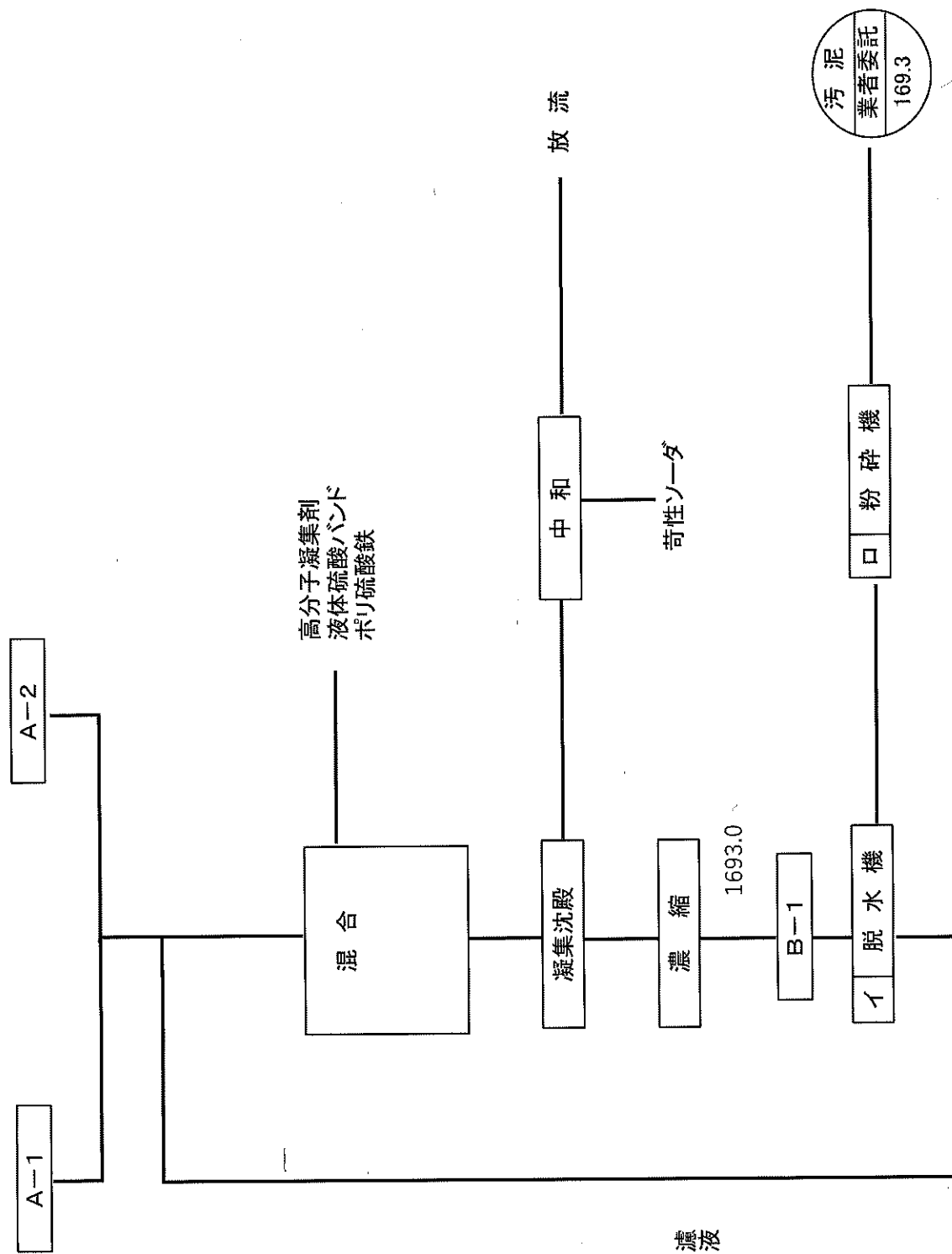
8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 木くず、廃蛍光灯、廃薬品、混合廃棄物について処理の際、優良認定処理業者での処理を実施してきた。
②計画	(今後実施する予定の取組) 優良認定を受けている処理業者との契約締結を進め、処理を実施したい。

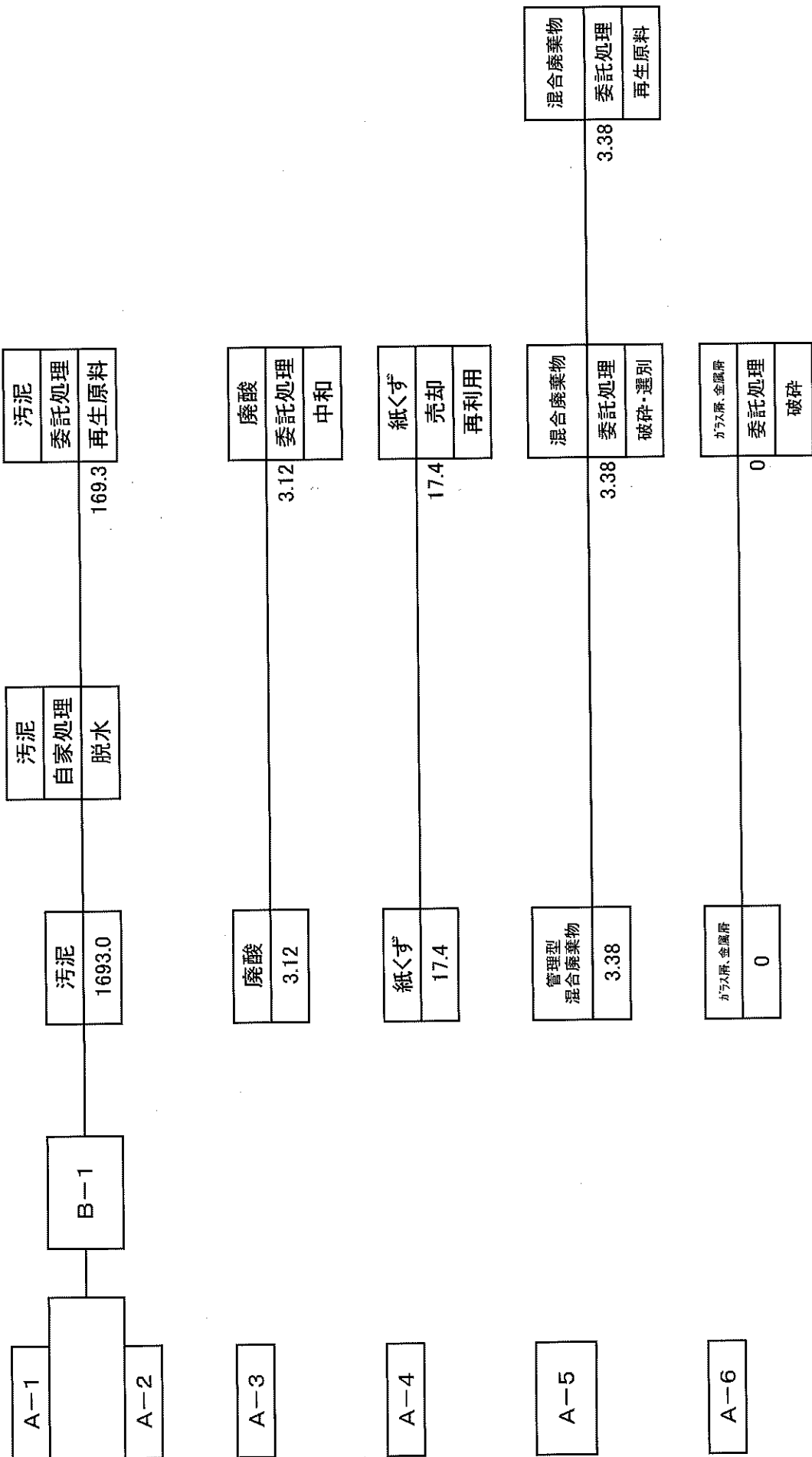
添付資料No.1 産業廃棄物発生工程フローシート(製造工程)



添付資料No.2 産業廃棄物発生工程フローシート(排水処理に伴う工程)



処理工程フローシート



(2/2)

A-7

木くず	木くず
10.83	10.83
	委託処理
	固形燃料

A-8

紙くず	紙くず
533	533
	売却
	製紙原料

A-9

金属くず	金属くず
0	0
	売却
	製鉄原料

文書番号：環管－０１	環境マネジメントマニュアル	制定日：H12-11- 9
		改訂日：2023-4-1
		施行日：2023-4-1

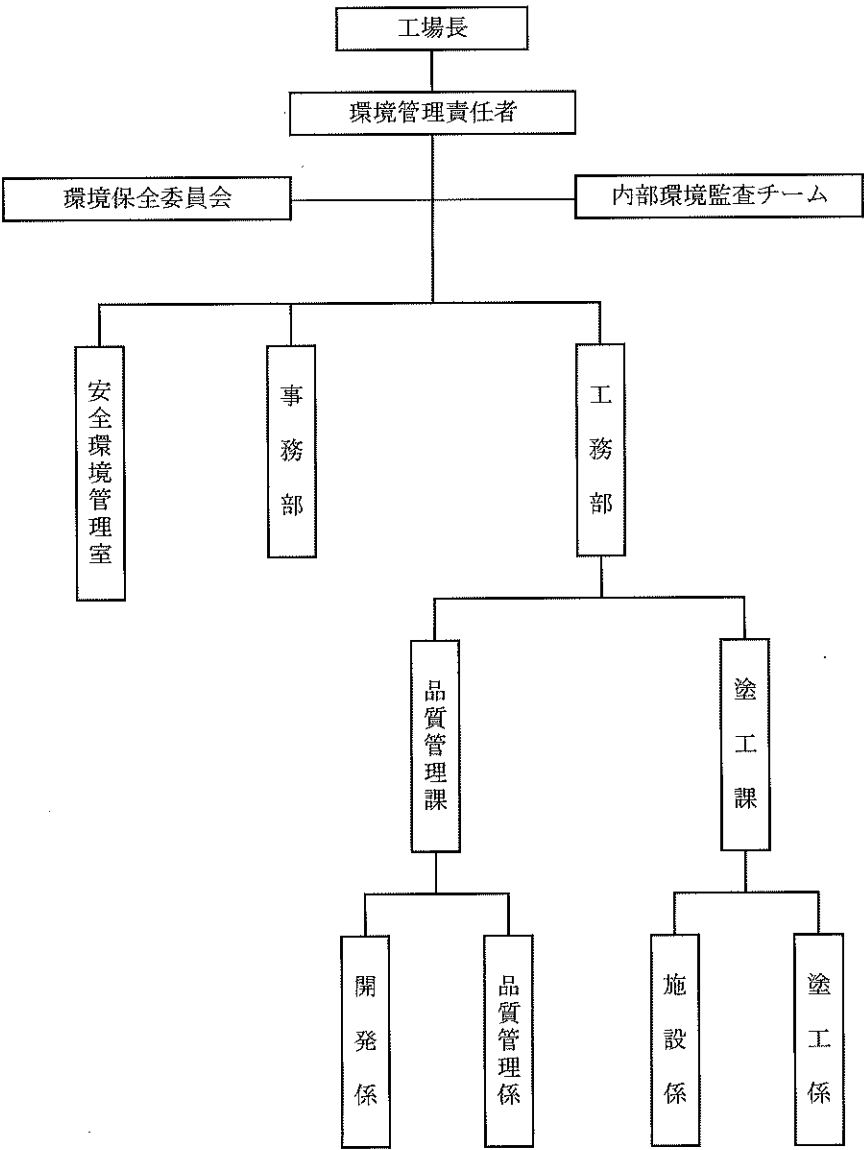
5. 3
組織の役割、責任及び権限

経営者は、環境マネジメントシステムに関連する役割に対して、責任及び権限を割当て、組織内に伝達し、理解されることを確実にする。

- 1) 環境マネジメントシステムが、この規格の要求事項に適合することを確実にする。
2) 環境パフォーマンスを含む環境マネジメントシステムのパフォーマンスをトップマネジメントに報告する。

<組織体制>

環境マネジメントシステムに関する当工場の組織体制は下図による。



文書番号：環管－０１	環境マネジメントマニュアル	制定日：H12-11- 9
		改訂日：2023-4-1
		施行日：2023-4-1

＜責任及び権限＞

1) 工場長

- a. 環境方針及び目的・目標の決定。
- b. 環境保全活動のための資源を利用できるようにする。
(資源には要員、専門の技能、技術、組織のインフラストラクチャー、資金を含む)
- c. 環境管理責任者の任命。
- d. 環境マネジメントシステムのレビュー。
- e. 内部環境監査員の認定と内部監査の実施の指示。

2) 環境管理責任者

- a. 環境マネジメントシステム要求事項の確立・実施・維持。
- b. 各部署の環境目標及び実施計画の承認。
- c. 環境マネジメントシステムのパフォーマンス(改善のための提案を含む)を工場長へ報告。
- d. 環境保全委員会及び内部環境監査員会議の主催。
- e. 環境マネジメントシステム内部監査実施の総括。
- f. 環境マネジメントシステムに関する外部組織・機関との連絡。
- g. 工場全体の環境に関する教育・訓練。
- h. 工場内外の環境情報の伝達・広報。
- i. 内部環境監査チームを編成するため、監査員及び、監査チームリーダーを指名する。
- j. 改善のための提案の責任
- k. 法的及びその他の要求事項に関する責任。

3) 環境保全委員会

- a. ISO14001継続的改善活動の推進
- b. 内部環境監査員の継続的養成
- c. 環境保全に関する活動の推進

4) 内部環境監査チーム

- a. 内部環境監査チームリーダーは監査計画書を作成し、環境管理責任者の承認を得る。
- b. 監査計画書に基づき内部環境監査を実施し、環境管理責任者に報告する。

5) 各部署長

- a. 自部署における環境側面調査、環境影響評価を実施する。
- b. 自部署の職場環境目標、計画の作成、実施及び進捗管理を行う。
- c. 自部署内の「環境目標」、「職場活動計画」を立案、実行管理する。
- d. 環境方針及び工場の環境目的・目標を部下へ周知徹底する。
- e. 部下に、関連する環境管理文書の遵守指示等の教育を行う。
- f. 法規制上の要求事項に対する逸脱時には是正処置を行う。
- g. 自部署で起案した環境に関する手順、書類の承認をする。
- h. 環境に係わる監視及び測定を実施する。
- i. 緊急事態発生時、環境管理責任者の指示を受け、自部署を指揮する。

6) 安全環境管理室

- a. ISO14001に関する事務取扱いを行う。

7) 法定管理者

- a. 環境関連の法律、条例等により届出、選出された者の役割及び責務は付表－４に定める。
- b. 順守評価の実施。

付表－4

環境関連法定管理者業務一覧表

No.	特定業務	資格名（当該法規）	該当法規	責務概要
1	公害防止の管理	・ 公害防止統括者	・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・ 統括管理
		・ 公害防止統括者の代理者		・ 公害防止統括者の代理
		・ 公害防止管理者 （水質：第1種又は第3種）	・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ 排水処理施設排水量 1万m ³ /日以上	・ 特定施設の点検 ・ 事故時の措置 他
		・ 公害防止管理者の代理者 （水質：第1種又は第3種）		・ 公害防止管理者の代理
		・ 除害施設管理責任者	・ 吹田市下水道条例	・ 除害施設の維持管理他
2	産業廃棄物の処理、管理	・ 特別管理産業廃棄物管理責任者	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・ 保管状況の確認 他